物価_2

令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

都道府県名	三重県
地方公共団体名	志摩市
都道府県・市町村コード（5桁）	24215
担当部局課名	政策推進部　総合政策課
担当者氏名	松井　翔太郎
電話番号	0599-44-0205
メールアドレス	soseisaiki@city.shima.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業）	
国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	–
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	490,000
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	7,519
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	242,500
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費　交付限度額⑤	5,731
国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	–	国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①（令和5年11月通知分） 133,756
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	388,752	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（令和5年11月通知分） 388,752
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	7,519	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費　交付限度額②（令和6年1月通知分） 97,188
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	–	小計　交付限度額② 485,940
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費 交付限度額⑤	–	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（令和5年11月通知分） 13,884
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費　交付限度額③（令和6年1月通知分） 3,471
		小計　交付限度額③ 17,355
		国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費　交付限度額④（令和5年12月通知分） 344,230
		国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費　交付限度額⑤（令和5年12月通知分） 23,019
		国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥（令和●年●月通知分） –
今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	–	
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	97,188	
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	–	
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	242,500	
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費 交付限度額⑤	5,731	
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–	
配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分）　交付限度額①	–	
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　給付費　交付限度額②	485,940	自動計算分 133,756
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分）　事務費　交付限度額③	7,519	手動入力分
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費　交付限度額④	242,500	本省線越希望額（R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額） 小計：自動計算分＋手動入力分（交付限度額①を上限とする） 133,756
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費 交付限度額⑤	5,731	本省線越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額） –
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分）　交付限度額⑥	–	本省線越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額） 9,836
配分予定額計	741,690	本省線越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費） 交付限度額④に係る希望額） 101,730
		本省線越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費） 交付限度額⑤に係る希望額） 17,288
		本省線越希望額 （R5予備費により措置された給付支援サービス分　交付限度額⑥に係る希望額）
移替先	総務省	交付限度額計 1,004,300

		No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）　給付費	B 3 国のR5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）　事務費	B 4 国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
												合計	745,750	745,750	–	490,000	7,519	242,500	5,731	–	–														
差押禁止法の対象範囲	住民税均等割非課税世帯への支援 （低所得枠）	1	R5.補正	低所得	○	○	○	物価高騰生活支援給付金事業（追加分） 【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	—		497,519	497,519	–	490,000	7,519	–	–	–	–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯　7000世帯×70千円 事務費　7519千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　人件費　として支出］ ④R5年度分の住民税非課税世帯（7000世帯）	—	○	—	R6.1	R6.3	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	住民税均等割のみ課税世帯への支援 （一体給付）	2	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰生活支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯分) 【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	—		208,879	208,879	–	–	–	205,000	3,879	–	–	①住民税均等割のみ課税世帯への支援を行うことで、物価高騰の影響下での生活支援を行う。 ②住民税均等割のみ課税世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯分　2,050世帯×100千円＝205,000千円 事務費　3,879千円 事務費の内訳［需用費（事務用品等）、役務費（郵送料等）、業務委託料、人件費として支出］ ④令和5年度の住民税均等割のみ課税者だけで構成された世帯（2,050世帯）	—	○	—	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	こども加算 （一体給付）	3	R5.予備	一体支援	○	○	○	物価高騰生活支援給付金事業（こども加算分） 【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	—		39,352	39,352	–	–	–	37,500	1,852	–	–	①低所得世帯・住民税均等割のみ課税世帯に属する児童に対して支援を行うことで、物価高騰の影響下での子育て世帯の生活支援を行う。 ②低所得世帯・住民税均等割のみ課税世帯に属する児童への給付金。 ③給付金額　非課税世帯の児童分　約550人×50千円＝27,500千円、住民税均等割のみ課税世帯の児童分約　200人×50千円＝10,000千円 事務費　1,852千円 事務費の内訳[役務費(通信運搬費等)、業務委託料として支出] ④令和5年度の住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯と同一世帯になっている18歳以下の児童（750人）	—	○	—	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連しない			R5補正（地）
※事務連絡参照	新たに住民税非課税等となる世帯への支援 （一体給付）	4											–	–	–	–	–			–															
	調整給付 （一体給付）	5											–	–	–	–	–			–															
	給付支援サービス （一体給付）	6											–	–	–	–	–	–	–																
	住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費 （家計急変への見出し等・補正）	7											–	–				–	–	–	–														
	一体給付に係る本体分の事業費 （上乗せ1・予備費）	8											–	–	–	–	–			–	–														
対象範囲外	住民税均等割非課税世帯等への支援分の事業費 （上乗せ2・推奨分）	9											–	–		–	–			–															